

特定技能外国人材受入実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本電設工業協会（以下「協会」という）における、特定技能外国人材の受入に関し、会員の受入条件など、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 協会は、特定技能外国人材の受入に関し、厳正・確実かつ公正に実施するとともに、個人情報の取扱いに十分留意する。

(受入対象会員)

第3条 特定技能外国人材の受入が可能な対象会員は、定款第7条第1項第1号に規定する正会員の企業会員とする。

（上記会員の内、特定技能外国人材を受入れる会員を以下「受入会員」という）

(受入対象職種)

第4条 受入会員が、受入可能な対象職種は、「電気工事」のみとする。

(会員証明書の発行)

第5条 会長は、受入会員に対し、求めに応じて、国土交通省「外国人就労管理システム」（以下「国土交通省システム」という）において「建設特定技能受入計画」を提出する際に添付する「会員証明書」（様式1）を交付する。

2 受入会員は、会員証明書の交付を依頼するに当たり、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

一 会員証明書発行依頼（様式2）

二 「特定技能外国人材の適切かつ円滑な受入の実現に向けた建設業界共通行動規範」（（一社）建設技能人材機構）の遵守及び同機構への受入負担金の納付や協会への報告等に係る誓約書（様式3）

三 国土交通省システムにおいて作成する「特定技能外国人に関する事項」に記載する内容と同一の「特定技能外国人材受入リスト」（様式4）

3 会長は、会員証明書を交付した受入会員を台帳に登録する。

4 会長は、受入会員が第8条の規定により受入会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。

(一般社団法人建設技能人材機構への受入負担金の納入)

第 6 条 受入会員は別表に定める(一社)建設技能人材機構への受入負担金を協会に納入しなければならない。

2 受入会員は、特定技能外国人材と雇用契約を締結後、来日する 1 ヶ月前までに協会に受入負担金を前払いしなければならない。また、前払い金は特定技能外国人材が来日後に滞在する期間の受入負担金全額とする。

但し、滞在期間が 1 年以上の場合は前払い金を 6 ヶ月分とし、以降は半年ごとに 6 ヶ月分の受入負担金を協会に納入する

3 協会は、受入会員が特定技能外国人材の受入を停止したときは、(一社)建設技能人材機構の受入会員に対する受入負担金の請求が停止したことが確認でき次第、前払いされた受入負担金の残金を受入会員に返金する。

4 協会に納入された受入負担金は協会が(一社)建設技能人材機構に納入する。

(会長への報告)

第 7 条 受入会員は、認定を受けた第 5 条第 1 項の「建設特定技能受入計画」に記載した特定技能外国人材に関して、国土交通省への提出が義務付けられている受入報告書、退職報告書、帰国報告書、継続不可事由発生報告書を提出する際には、その写しを速やかに会長に提出する。

2 受入会員は、第 5 条第 2 項第 3 号に定める「特定技能外国人材受入リスト」(様式 4)に変更がある場合は、速やかに変更し会長に提出する。

(受入会員資格の喪失)

第 8 条 受入会員は、次の場合にその資格を喪失する。

一 受入正会員が定款第 9 条に定める会員資格を喪失したとき。

二 第 6 条に定める受入負担金を協会の請求のあった日より、2 ヶ月後までに納入しないとき。

三 第 5 条第 2 項第 2 号に定める建設業界共通行動規範に反する行為を行ったとき。

(通知)

第 9 条 本協会は、受入会員が、第 8 条の規定により受入会員資格を喪失したときは、速やかに国土交通省及び(一社)建設技能人材機構に通知する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得て行うものとする。

(補足)

第 11 条 この規程の施行に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

本規程は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。

(別表)

一般社団法人建設技能人材機構への受入負担金

(受入れ会員が(一社)日本電設工業協会を通じて(一社)建設技能人材機構(JAC)に支払う)

対象となる特定技能外国人材の区分	一人あたりの受入負担金の月額
試験合格者 (JAC が行う教育訓練を受けた場合)	20, 0 0 0 円
試験合格者 (上記以外の場合)	15, 0 0 0 円
試験合格者 (日本国内で試験を受けた場合)	13, 7 5 0 円

※JAC では、他に、試験免除者 (技能実習 2 号修了者等) の負担金を設定しているが、協会が対象とする職種「電気工事」は、技能実習での職種設定が無く該当者がいないので、未記載。

受入正会員の場合

(様式 1)

電 設 協 発 第 号
令 和 年 月 日

会員証明書

〒107-8381

東京都港区元赤坂 1 - 7 - 8
一般社団法人 日本電設工業協会
会 長 山 口 博

下記の事業者は、発行時点で当協会の会員であることを証明します。

記

所 在 地 ○○県○○市○○町 1 - 2 - 3

会員名称 株式会社○○電気工事

代表者名 会長 電設 太郎

管理 No. 23-000

当協会は、職種「電気工事」に限り、特定技能外国人材受入計画の認定申請のための
会員証明書を発行します。

以上

「電気工事」以外での利用を
排除するため、敢えて記述

会員証明書発行依頼

(一社)日本電設工業協会
会 長 山 口 博 殿

国土交通省に建設特定技能受入計画（職種：電気工事）の認定を申請するため、下記のとおり会員証明書の発行をお願いします。

記

事業者名 _____

住 所 〒 _____
(会社所在地) _____

電話番号 _____

送付先住所 → 送付先が事業者所在地と異なる場合は記載してください。

〒 _____

申 請 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
申 請 者 名 _____ 印
(代表者)

注) 本依頼書に「(様式3)誓約書」及び「(様式4)特定技能外国人材受入リスト」を添付してください。

協会記入欄
管理No.

誓 約 書

一般社団法人日本電設工業協会
会 長 山 口 博 殿

この度、建設分野の職種「電気工事」に従事する特定技能外国人材を受入れるに当たり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

1. 一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。
2. 特定技能外国人材の受入に必要な各種手続について責任を持って行い、一般社団法人建設技能人材機構に納入する受入れ負担金の納入や、貴会への報告等を貴会が定める諸規定に基づき、誠実に行うこと。

年 月 日

会 社 名

代表者役職

代表者氏名

印

協会記入欄
管理No.

特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（抄）
（一社）建設技能人材機構 総会決議

I. 総則

1. 日本の建設業にとって有為な外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として受け入れ、育成するため、建設業界は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」とする。）を設立し、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。
2. 特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
3. 特定技能外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進等）を最大限推進する。
4. 特定技能外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、特定技能外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後であっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認する。
6. 受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
7. 受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。
8. 受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。
9. 受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
10. 受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。
11. 受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。
12. 受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。
13. 受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舎、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。
14. 受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。
15. 受入企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する。

特定技能外国人材受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
(2) 特定技能所属機関の代表者名：

例を記載

2 特定技能外国人材に関する事項

	特定技能外国人 1(例)	特定技能外国人 2	特定技能外国人 3
氏名 (フリガナ)	ABC DEF		
生年月日	1996.04.25		
性別	男		
国籍	ベトナム		
キャリアアップシステム技能者ID			
従事させる業務	電気工事		
就労させる場所 (都道府県単位)	東京都、神奈川県		
計画期間	2022.09.01 ～2027.08.30		
報酬予定額 (月額)	210,000 円		
修了した建設分野技能実習	—		
技能実習時の報酬 (月額基本給)	—		
修了した建設特定活動の職種及び作業	—		
建設特定活動時の報酬 (月額基本給)	—		
母国での実務経験 (職種及び年数を記入)	—		
合格した技能試験	—		
合格した日本語能力試験	日本語能力試験 N4		

※ 対象外の項目については「-」とすること。

協会記入欄

管理No.